

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月8日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

### 佐賀県人事委員会規則第27号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年佐賀県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第5条</b> 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第2号又は前条第2号に規定する職員にあっては<u>15年</u>、第3条第3号又は前条第3号に規定する職員にあっては10年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p>	<p><b>第5条</b> 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第2号又は前条第2号に規定する職員にあっては<u>20年</u>、第3条第3号又は前条第3号に規定する職員にあっては10年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p>
<p><b>第6条</b> 初任給調整手当の支給期間は、第3条第1号又は第4条第1号に規定する職員にあっては35年、第3条第2号又は第4条第2号に規定する職員にあっては<u>15年</u>、第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員にあっては10年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる職員に対する同表の適用については、当該各号に定める期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><b>第6条</b> 初任給調整手当の支給期間は、第3条第1号又は第4条第1号に規定する職員にあっては35年、第3条第2号又は第4条第2号に規定する職員にあっては<u>20年</u>、第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員にあっては10年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第1に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる職員に対する同表の適用については、当該各号に定める期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正前

2・3 略

**第7条** 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第2号又は第4条第2号に規定する職員にあつては15年、第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員にあつては10年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	略	円	略
1年未満		30,000	
1年以上2年未満		30,000	
2年以上3年未満		30,000	
3年以上4年未満		30,000	
4年以上5年未満		30,000	
5年以上6年未満		30,000	
6年以上7年未満		30,000	
7年以上8年未満		30,000	
8年以上9年未満		30,000	

改正後

2・3 略

**第7条** 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第3条第2号又は第4条第2号に規定する職員にあつては20年、第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員にあつては10年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	略	円	略
1年未満		60,000	
1年以上2年未満		60,000	
2年以上3年未満		60,000	
3年以上4年未満		57,000	
4年以上5年未満		54,000	
5年以上6年未満		51,000	
6年以上7年未満		48,000	
7年以上8年未満		45,000	
8年以上9年未満		41,500	

改正前		改正後	
9年以上10年未満	<u>30,000</u>	9年以上10年未満	<u>38,000</u>
10年以上11年未満	<u>25,000</u>	10年以上11年未満	<u>34,500</u>
11年以上12年未満	<u>20,000</u>	11年以上12年未満	<u>31,000</u>
12年以上13年未満	<u>15,000</u>	12年以上13年未満	<u>27,500</u>
13年以上14年未満	<u>10,000</u>	13年以上14年未満	<u>24,000</u>
14年以上15年未満	<u>5,000</u>	14年以上15年未満	<u>20,500</u>
15年以上16年未満		15年以上16年未満	<u>17,000</u>
16年以上17年未満		16年以上17年未満	<u>13,500</u>
17年以上18年未満		17年以上18年未満	<u>10,000</u>
18年以上19年未満		18年以上19年未満	<u>6,500</u>
19年以上20年未満		19年以上20年未満	<u>3,000</u>
20年以上21年未満		20年以上21年未満	
21年以上22年未満		21年以上22年未満	
22年以上23年未満		22年以上23年未満	
23年以上24年未満		23年以上24年未満	
24年以上25年未満		24年以上25年未満	
25年以上26年未満		25年以上26年未満	
26年以上27年未満		26年以上27年未満	
27年以上28年未満		27年以上28年未満	
28年以上29年未満		28年以上29年未満	
29年以上30年未満		29年以上30年未満	
30年以上31年未満		30年以上31年未満	
31年以上32年未満		31年以上32年未満	
32年以上33年未満		32年以上33年未満	

改正前				改正後			
33年以上34年未満				33年以上34年未満			
34年以上35年未満				34年以上35年未満			
備考 略				備考 略			
別表第2（附則第2項関係）				別表第2（附則第2項関係）			
職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員		職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員	
1年未満	円 <u>21,000</u>	略		1年未満	円 <u>42,000</u>	略	
1年以上2年未満	<u>21,000</u>			1年以上2年未満	<u>42,000</u>		
2年以上3年未満	<u>21,000</u>			2年以上3年未満	<u>42,000</u>		
3年以上4年未満	<u>21,000</u>			3年以上4年未満	<u>39,900</u>		
4年以上5年未満	<u>21,000</u>			4年以上5年未満	<u>37,800</u>		
5年以上6年未満	<u>21,000</u>			5年以上6年未満	<u>35,700</u>		
6年以上7年未満	<u>21,000</u>			6年以上7年未満	<u>33,600</u>		
7年以上8年未満	<u>21,000</u>			7年以上8年未満	<u>31,500</u>		
8年以上9年未満	<u>21,000</u>			8年以上9年未満	<u>29,100</u>		
9年以上10年未満	<u>21,000</u>			9年以上10年未満	<u>26,600</u>		
10年以上11年未満	<u>17,500</u>			10年以上11年未満	<u>24,200</u>		
11年以上12年未満	<u>14,000</u>			11年以上12年未満	<u>21,700</u>		
12年以上13年未満	<u>10,500</u>			12年以上13年未満	<u>19,300</u>		
13年以上14年未満	<u>7,000</u>			13年以上14年未満	<u>16,800</u>		
14年以上15年未満	<u>3,500</u>			14年以上15年未満	<u>14,400</u>		
			15年以上16年未満	<u>11,900</u>			

改正前	改正後	
備考 略	<u>16年以上17年未満</u>	<u>9,500</u>
	<u>17年以上18年未満</u>	<u>7,000</u>
	<u>18年以上19年未満</u>	<u>4,600</u>
	<u>19年以上20年未満</u>	<u>2,100</u>
	備考 略	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。